日本感染看護学会会則

第 1 章　総　則

第 1 条　本会は日本感染看護学会（Japanese Society of Nursing Care and Infection Control ）と称する。
第 2 条　本会事務局は、理事長の所属する施設に事務局を設置する。

第 2 章　目的および事業

第3条　感染看護の学的基盤を確立するとともに感染看護実践の質の向上に寄与することを目的とする。
第4条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
１）学術集会の開催
２）会誌の発行
３）会員相互の学術交流の開催（事例検討会、教育セミナー等）
４）その他、本会の目的達成に必要な事業

第 3 章　会　員

第5条　本会の会員は、正会員、賛助会員、名誉会員とする。
１）正会員とは、本会の目的に賛同し、感染看護の研究・教育・実践に関わる個人とする。
２）賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人、または団体とする。
３）名誉会員とは、本会の発展に多大な貢献をした者で、理事会の議決を経て推薦された者とする。
第6条　本会に入会を希望する者は、所定の申し込み用紙に記載し、本会事務局に提出するものとする。
第7条　本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
名誉会員や理事会で承認された場合は会費を求めない。
第8条　退会しようとする者は、所定の用紙に記載し、本会事務局に提出するものとする。
下記のうち 1 つに該当する場合は、退会したものとみなす。
１）会費を 2 年分以上滞納し、かつ勧告に応じないとき
２）死亡または失踪したとき
３）その他本会則に違反したとき

第 4 章　役　員

第 9 条 本会に次の役員を置く。任期は 3 年とし、再任を妨げない。
１）理事長　　1 名
２）副理事長　1 名
３）理事　　若干名
４）幹事　　若干名
５）監事　　2 名
６）評議員　若干名

第 10 条 役員の選出は次のとおりとする。
理事・評議員、監事が決定された後、総会の承認を得る。
１）理事長の選出は理事の互選による。
２）副理事長の選出は理事の互選による。
３）理事及び監事は、評議員会によって選出される。
４）評議員は正会員の代表者の中から互選により選出する。但し、定員の一部は理事長の指名により、正会員の中から委嘱するものとする。

５）幹事は評議員の中から理事長が指名し、理事会の承認により決定する。

第 11 条　役員の任期は次のとおりとする。
役員の任期は選任後 3 年以内とし、再任は妨げない。
１）理事長、副理事長又は監事が病気や事故など何らかの原因で任務を遂行できない場合は理事会、評議員会の議を経て交代することができる。その場合の任期は残余の期間とする。
２）理事については、任期中の欠員は補充しない。

第 12 条　役員の任務は次の通りとする。
１）理事長は、本会を代表し会務を掌握し評議員会を招集する。理事長および理事は、理事会を組織し会務を執行する。理事長は、収支予算および決算、役員人事など主な会務について総会で会員の承認を受けなければならない。
２）副理事長は、理事長を補佐すること、理事長がその任を果たせない場合は業務を代行する。
３）幹事は、理事長を助けて会務を分掌し、会の事業運営を実行する。
４）監事は、会務を監査し理事会に報告する。
５）評議員は、理事長の諮問に答え会務の円滑な運営を助ける。また、理事の選出ならびに理事会の議決事項の実施について審議し承認する。

第 5 章　会　議

第 13 条　本学会の運営のため次の会議を開催する。会議は理事長が招集し議長となる。
１）理事会
２）評議員会（年 1 回以上）
３）総会
第 14 条　各会議は当該構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。但し、委任状を提出したものは出席とみなす。
第 15 条　理事長は評議員の 3 分の 1 以上の要請があるときは、臨時評議員会を開催しなければならない。臨時評議員会は評議員数の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。
第 16 条　理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

第 6 章　学術集会長

第 17 条　毎年 1 回学術集会を主催するために学術集会長を置く。
第 18 条　学術集会長は、正会員の中から選出する。
１）学術集会長は、理事会の推薦により評議員会で承認をもって決定する。
２）学術集会長の任期は、選任されたときから担当する学術集会の業務が終結し、次期集会長に引き継ぐことで任期を終了する。
３）学術集会長は、理事会・評議員会に出席することができる。

第 7 章　会　計

第 19 条　本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。
第 20 条　本会の予算および決算は、評議員会の承認を受け、総会で会員の承認を受けなければならない。

第 21 条　本会の会計年度は、各年4月1日に始まり、3月31日で終わる。
第 22 条　学術集会の費用は、学術集会参加費をもって充当する。
第 23 条　学術集会の決算は、理事会に報告しなければならない。

第 8 章　　編集委員会（会誌等）

第 24 条　会誌等を発行するため本会に編集委員会を置く。
第 25 条　編集委員長は、理事の中から理事長が委嘱する。

第 9 章　　会則の変更

第 26 条　本会則の変更は、理事会の議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

附　則

この会則は、平成 12 年 12 月 16 日から施行する。

附　則

この会則は、平成 17 年 1 月 22 日から施行する。

附　則

この会則は、平成 18 年 1 月 28 日から施行する。

附　則

この会則は、平成 21 年 1 月 24 日から施行する。ただし、平成 21 年度の会計年度は、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附　則

この会則は、平成 22 年 8 月 19 日から施行する。

附　則

この会則は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

附　則

この会則は、令和　5 年　8 月 23 日から施行する。